

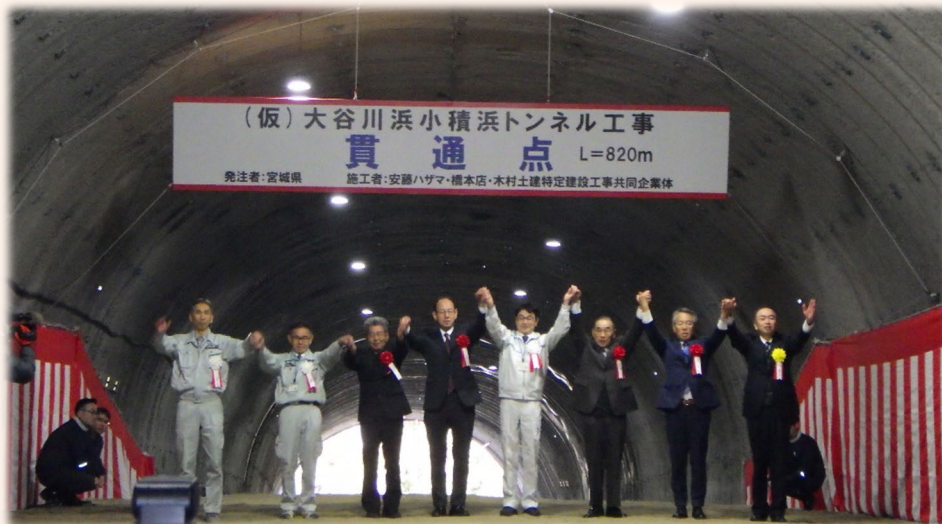
令和8年度 東部土木事務所 概要



会の沢堰堤砂防メンテナンス工事
【令和7年度完成】



真野川河川改修事業
【令和7年度完了】



大谷川浜小積浜道路改築事業
【令和7年11月18日トンネル貫通】



赤井舗装補修工事
【令和7年度完成】



大須道路改良工事
【令和7年度完成】

令和8年4月
宮城県東部土木事務所

宮城県東部土木事務所の概要

1. 管内の概要

東部土木事務所は、石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町の2市1町で構成される広域石巻圏を所管しており、面積及び人口は下表のとおりで、それぞれ県全体の約1割を占めています。

石巻圏域は、東部及び南部では太平洋に面しており、東部は丘陵リアス海岸が形成された三陸復興国立公園、南部地域は仙台塩釜港石巻港区、南西部は特別名勝松島に接しています。圏域中央を北上川・旧北上川が流れ、その流域に広大な耕地が開け、西部には南北に低い丘陵が連なっています。

基幹産業は、世界屈指の漁場である金華山・三陸沖を控え、古くから漁業・水産加工業が発達しているほか、工業分野では石巻港区を核とする製紙、木材関連業などが盛んです。

当事務所では、石巻圏域の産業・生活基盤を支える道路交通網の整備や、河川・海岸・砂防事業など、安全・安心な圏域づくりに向けた基盤整備に取り組んでいます。

2. 事務所の沿革と体制

当事務所の前身である「石巻土木事務所」は、昭和8年の土木部発足とともに石巻市門脇に設置され、昭和31年には石巻市東中里に移転し、長く石巻圏域の土木行政を担ってきました。平成20年度には、地方機関の広域化により、隣接する「登米土木事務所」とあわせ「東部土木事務所」を設置し、登米圏域に「登米地域事務所」を置き、それぞれ業務を再編しました。その後、平成30年3月には石巻合同庁舎の移転にあわせ、合同庁舎内に事務所を設置し、現在に至ります。

事務所の体制は、東日本大震災の発生前は10班体制で運営していましたが、震災の災害復旧等に対応するため順次体制を拡大し、平成30年度は最大で17班体制となりました。その後、復興事業の完了とともに体制を縮小していき、令和8年度の事務所組織は、11班体制となっております。

○当事務所管内の現況

R8.3.31

道路	一般国道		主要地方道		一般県道		計	
	1路線	69,551.1m	14路線	156,788.5m	23路線	194,394.0m	38路線	420,737.6m
河川	一級河川		二級河川				計	
	33河川	122,700m	11河川	40,634m			44河川	163,334m
海岸	海岸保全区域（本土）		海岸保全区域（離島）				計	
	24箇所	22,530m	5箇所	883m			29箇所	23,413m
【砂防・急傾斜】	石巻市		東松島市		女川町		計	
砂防指定地	321箇所		2箇所		39箇所		362箇所	
急傾斜崩壊危険区域	98箇所		11箇所		13箇所		122箇所	
地すべり防止区域	1箇所		0箇所		0箇所		1箇所	
土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜）	1,168箇所		212箇所		186箇所		1,566箇所	



	面積 (km ²)	世帯数(戸)	人口(人)
石巻市	554.55	62,390	129,947
東松島市	101.30	16,791	37,290
女川町	65.35	3,047	5,708
合計	721.20	82,228	172,945
県(参考)	7282.34	1,058,804	2,207,146

※令和8年1月末現在

3. 令和8年度 事務所の目標・取組方針

3-1. 事務所の目標

石巻圏域の更なる発展に向け、建設業界・市町とともに、次世代へ「安全・安心」と「活力」を継承し、持続可能で強靱な地域社会を実現する社会資本整備を推進します。

【取組方針】

- 強靱で安全・安心な県土づくりの推進
- 石巻圏域の活力を支える戦略的インフラマネジメントの推進
- 持続可能な地域づくりの推進
- 市町とのパートナーシップの強化

3-2. 主要事業と取組

3-2-1. 強靱で安全・安心な県土づくりの推進

気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対し、流域治水の考え方を踏まえた河川・海岸・道路等の防災・減災対策を総合的に強化するとともに、災害時の被害を最小限に抑える災害に強い道路網の形成や、道路橋梁の耐震化を着実に進め、災害外力の増大に備えた強靱な地域インフラの構築を推進します。

(1) 総合的な治水対策の推進

激甚化する豪雨災害から地域住民を守るため、河川改修による治水機能の強化と堆積土砂撤去や支障木伐採等の適切な維持管理により、総合的な治水対策を推進します。



(2) 土砂災害対策施設整備事業の推進

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）防止対策として、過年度被災箇所、防災拠点及び要配慮者利用施設が含まれる箇所等において、施設整備等のハード対策を推進します。



(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法※に基づき、土砂災害に関するソフト対策を推進します。なお、令和6年5月に公表した「新たな土砂災害基礎調査箇所」について、概ね10年間で調査・区域指定を目指します。 ※土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(4) 災害に強い道路網の構築

大規模災害時等の孤立解消や確実な交通ルートの確保に向けて、災害に強い道路網の構築を推進します。



3-2-2. 石巻圏域の活力を支える戦略的インフラマネジメントの推進

(5) 公共土木施設・建築物の長寿命化対策の推進

急速に進む道路、河川、砂防等の社会資本の老朽化に対応するため、計画的・戦略的な維持管理を着実に推進します。



(6) 地域間連携を強化する社会資本整備の推進

三陸沿岸道路の整備効果を最大限に発現するとともに、交流人口の拡大、物流の効率化及び産業活動を支援するため、広域道路網や地域間連携等を担う道路の整備を推進します。(位置図は、3-2-1. (4) 参照)

3-2-3. 持続可能な地域づくりの推進

(7) 地域住民の生活に密着した公共事業の実施

狭隘区間や線形不良箇所等が存在する道路において、地域のニーズや課題に対応するため、住民生活に密着した公共事業を実施します。



3-2-4. 市町とのパートナーシップの強化

(8) 市町との連携強化及び技術力の向上

令和7年度は、市町の技術職員が実践的な技術力を得るため、市町との情報交換に基づき、普段の業務に即した内容で、少人数制による体験型研修を実施しました。

令和8年度は、市町との情報交換や相談体制を確保するとともに、道路・河川をはじめとした地域インフラに関する諸課題への対応力を高めるため、きめ細やかな研修の企画立案で実践力の向上に努めます。

○令和7年度の実施

- ・管内職員研修：新水浜大橋現地調査 研修

(石巻市職員 3名参加)

- ・UAVを活用した橋梁点検 研修(東部下水道事務所共同開催)

(石巻広域水道企業団 5名参加)

- ・会計検査の概要と対応 研修

(石巻広域水道企業団 5名参加)

ほか



橋梁点検車による調査体験



ドローンによる点検体験



事務所職員による講義

(9) 建設業の振興、担い手確保に向けた取り組み

令和7年度は、今後の建設業の担い手確保の取組として、業界団体と連携した現場見学会を開催したほか、石巻工業高校において、出前授業を開催しました。

令和8年度は、管内市町・建設業協会石巻支部と協力し、出前授業や現場見学会を開催する等で、「地域の守り手」である建設業や市町職員の担い手確保のために取り組みます。

○令和7年度の実施

- ・石巻工業高校出前講座(石巻工業高校土木システム課2年生 34名 教師3名)
- ・小学生と保護者の夏休み現場見学会(小学生 23名、保護者18名)
- ・中野道路現場見学会(小学2年生 22名 教師2名)



【石巻工業高校出前講座】



【小学生と保護者の夏休み現場見学会】



【中野道路現場見学会】